



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 29 日 (火)
第 8 7 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (655) (子育て応援課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (656) (企業支援課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4 件) (657~660) (〃) 3
	国土調査の成果の認証 (661) (農地・水保全課) 6
	保安林の指定予定 (662) (森林づくり推進課) 7
	県道の区域の変更 (663) (道路企画課) 7
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (664) (会計指導課) 8

告 示

鳥取県告示第655号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県とっとり出会いサポート事業業務公募型プロポーザル審査会	平成27年度に実施するとっとり出会いサポート事業の受託者の選定に関する事項	平成27年9月29日から同年10月30日まで	子育て王国推進局子育て応援課

鳥取県告示第656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス目久美店 米子市目久美町 244-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 28 年 5 月 17 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,694 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9 の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 63 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9 の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 30 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9 の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9 の書類に記載のとおり
 - イ 容量 11.72 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成 27 年 9 月 16 日
- 9 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成 27 年 9 月 29 日から 4 月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称
①トリニティモール（Aゾーン）、②トリニティモール（Bゾーン）、③トリニティモール（Cゾーン）
- 2 大規模小売店舗の所在地
①鳥取市南隈136-1、②鳥取市南隈173-1、③鳥取市南隈179
- 3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社玉川 鳥取市商栄町251-8
- 4 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
変更前 株式会社玉川商店 鳥取市安長394
変更後 株式会社玉川 鳥取市商栄町251-8
(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社玉川 代表取締役 玉川 平浩
変更後 株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一
- 5 変更年月日
4の(1) 平成20年2月29日
4の(2) 平成26年7月25日
- 6 届出年月日
平成27年9月10日
- 7 縦覧に供する期間
平成27年9月29日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 658 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トリニティモール（Aゾーン） 鳥取市南隈 136-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社玉川 鳥取市商栄町 251-8

3 変更する事項

(1) 店舗の面積

変更前 1,901 平方メートル

変更後 3,449 平方メートル

(2) 施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

変更前 189 台

変更後 142 台

イ 荷さばき施設の位置

次のとおりとする。

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

次のとおりとする。

エ 廃棄物等の保管施設の容量

変更前 28.6 立法メートル

変更後 23.7 立法メートル

(3) 施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時

変更後 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

変更後 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

4 変更年月日

平成 28 年 5 月 11 日

5 届出年月日

平成 27 年 9 月 10 日

6 縦覧に供する期間

平成 27 年 9 月 29 日から 4 月間

7 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、6 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を 7 の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第 659 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トリニティモール（Bゾーン） 鳥取市南隈 173-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社玉川 鳥取市商栄町 251-8
- 3 変更する事項
 - (1) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
次のとおりとする
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置
次のとおりとする。
 - (2) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 4
変更後 9
 - イ 駐車場の自動車の出入口の位置
次のとおりとする
- 4 変更年月日
平成 22 年 8 月 1 日ほか
- 5 届出年月日
平成 27 年 9 月 10 日
- 6 縦覧に供する期間
平成 27 年 9 月 29 日から 4 月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、6 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を 7 の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第 660 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トリニティモール（Cゾーン） 鳥取市南隈179
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社玉川 鳥取市商栄町251-8
- 3 変更する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
変更前 212台
変更後 110台
 - (2) 廃棄物等の保管施設の位置
次のとおりとする。
 - (3) 廃棄物等の保管施設の容量
変更前 23.0立法メートル
変更後 15.7立法メートル
- 4 変更年月日
平成22年8月1日ほか
- 5 届出年月日
平成27年9月10日
- 6 縦覧に供する期間
平成27年9月29日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を7の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第661号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成25年度及び平成26年度	鳥取市（国府町岡益の一部）の地籍図及び地籍簿	国府町岡益の一部	平成27年9月29日
〃	〃	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	福部町左近の一部	〃
〃	〃	鳥取市（用瀬町美成の一部）の地籍図及び地籍簿	用瀬町美成の一部	〃
〃	〃	鳥取市（気高町高江の一部）の地籍図及び地籍簿	気高町高江の一部	〃

〃	〃	鳥取市（鹿野町中園の一部）の地籍図及び地籍簿	鹿野町中園の一部	〃
〃	〃	鳥取市（青谷町大坪の一部）の地籍図及び地籍簿	青谷町大坪の一部	〃
米子市	〃	米子市（淀江町稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	淀江町稲吉の一部	〃
〃	平成14年度から平成26年度まで	米子市淀江町（中西尾・西尾原の各一部）の地籍図及び地籍簿	淀江町中西尾・西尾原の各一部	〃
日野郡江府町	平成21年度から平成24年度まで	江府町（大字武庫の一部 [801] ）の地籍図及び地籍簿	大 字 武 庫 の 一 部 [801]	〃

鳥取県告示第662号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町清徳字段谷319、字中河原谷309の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年 9 月 29 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
矢矯松原線	鳥取市松原字東前田西ノ切77-4地先から同字77-1	変更前	7.9~11.7	18.0

地先まで	変更後	11.6~11.7	18.0
------	-----	-----------	------

鳥取県告示第664号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成27年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
394	鳥取銀行米子支店	名称変更	鳥取銀行米子支店	鳥取銀行米子営業部	平成27年10月5日
459	鳥取銀行皆生通出張所	住所変更	米子市東福原四丁目23-7	米子市東福原一丁目1-15	”